

令和 7 年

第 5 回農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 7 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

2番	高原 和重	4番	土佐 好廣
5番	木下 栄作	6番	川腰 康子
7番	山本 康雄	8番	田邊 秀男
9番	樋上 豊	10番	島倉 忠悦
11番	長谷 吉宗	12番	長谷川 達夫
13番	高橋 彰	14番	堀 正
15番	表 隆夫	16番	齊田 博美
17番	松井 正	18番	明石 茂
19番	末永 久義	20番	炭谷 一三
21番	坂井 吉三郎	22番	瀧田 秀成
23番	高越 博	24番	山崎 善夫
25番	北田 幹夫		

欠 席 委 員（2人）

1番	白山 一男	3番	林 康弘
----	-------	----	------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

副主幹 清水 知昭
主 事 新保 有紗

主 査 矢野 貴之

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和7年第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「9番 樋上委員」「10番 島倉委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号2番について、齊田委員から説明をお願いします。

齊田委員

議案第2号の申請番号2番について説明します。

申請者である〇〇氏は、このたび自宅のある〇〇地内で、飲食店を開業する運びとなりました。しかし、現在の敷地では駐車できる台数も4台と限られており、手狭であることから、このたび駐車場を拡張する計画に至ったものです。

これまで自宅敷地内に建っていた作業小屋を店舗用にリフォームし、用途変更した上で、開業したところです。前店舗での固定客の繋がりもあって、オープン当初から好評を得ており、営業を昼・夜行っていることから駐車場不足については現在も解消されていません。現状、自宅敷地内にあるスペースを利用しながら駐車対応していますが、家族及び周辺地域の方々にも迷惑をかけ、安全面にも支障を来していることから、自宅に隣接している〇〇氏所有の土地において必要最低限の面積で分筆を行い、14台分の駐車場を確保する予定です。

駐車場を新たに整備するに当たり、周辺農地に土砂が流出しないことや駐車場をアスファルト舗装した上で、雨水を西側の既存側溝に流すなど周辺には被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。
よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号の説明・表決) —

議長(堀会長)

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第3号の申請番号6番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第3号の申請番号6番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、射水市内の実家にて5人で生活しています。申請者及びパートナーは共に接客業に従事しており、帰宅が遅く生活時間が深夜帯に及ぶ一方で、父親は早朝5時から勤務する生活を送っています。この生活スタイルの違いが、互いの生活に悪影響を及ぼしていることから、申請人の実家及び申請人及びパートナーの勤務地に近い〇〇地区周辺で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

なお、申請者は所有する土地もなく、実家敷地では住宅を建設するスペースを確保できないことから、本家周辺で検討を重ねた結果、将来的に両親の介護に対応できるよう近くに住んでほしいという要望もあり、申請者の父が所有する農地において使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地

元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号7番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第3号の申請番号7番について説明します。

申請者である受人は、〇〇地区に本社を構えており、直営店及び外販先に対する食品やノンフーズの卸売事業を行っています。また、これらに係る商品集荷や一時保管、配送業務などの物流事業も合わせて行っています。

近年、業績が好調なことに加えて、今後の事業計画として新規出店に伴い事業領域の拡大を掲げていますが、好調さに反して現在物流センターの収容能力が限界でスペース不足も顕著なことから業務拡大計画に対応できていない状況です。物流部門に限らず、商品部門でも同様に出荷待機や一時在庫保管スペースがない状態であり、事業の効率化を達成するには、こうしたスペース不足を解消することが喫緊の課題と考えており、このたび新たな物流倉庫を整備する計画に至りました。

今回計画されている物流倉庫は、商品在庫機能を有した配送拠点となり得る物流センターであり、既存地内で整備するには敷地に余裕がないため整備不可能と判断しました。加えて、流通業としての要件となる主要道路に面していることや本社社屋との距離における事業の効率性などを総合的に検討した結果、今回の申請地が適地と判断したものです。新たな倉庫整備においては、隣接地に擁壁を設け周辺農地に土砂が流出しないことは当然として、雨水排水については関係土地改良区や県農林振興センターとも協議済みで、調整池を経由しオリフィスを設けた上で排水路へ排出します。あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第4号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第4号については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご丁知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和7年第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時42分